

頼れる地域のサポーター！

消防団員募集！！



写真：阿蘇市消防団出初式（平成23年1月）

消防団は、地域で発生した火災の消火活動や、地震・風水害など各種災害対応はもちろん、災害の予防広報活動など幅広い活動を行っており、地域住民の生命・財産を守る重要な役割を担っています。しかし、全国的にも就業形態の変化（サラリーマン化）や後継者不足による消防団員の減少、また高齢化など消防団を取り巻く環境は年々厳しい状況にあり、阿蘇市も例外ではありません。

阿蘇市では、地域の安心・安全を守るため消防団員を募集しています。

消防団員の身分

消防団員は、非常勤（特別職）の地方公務員です。消防団員に対しては活動時の怪我などに対する公務災害補償、一定年数以上勤続した団員に対する退職報償金等の制度があります。

消防団員の活動

消防団員の活動は、火災の予防消防、風水害等の災害対応、捜索、広報・指導、演習訓練などです。

入団資格

消防団への入団は、基本的に阿蘇市在住の18歳以上で職務の遂行に支障がない方であれば、どなたでも入団することができます。また、広報・指導など幅広い分野で活躍が期待される、女性消防団員も募集しています。

入団に関する問い合わせ

消防団各班ごとの定員等の状況もありますので、まずは地元消防団または阿蘇市役所総務課（☎22-311）までお問い合わせください。

■事業所へのお願い

各事業所に勤務しています団員（従業員）の、仕事における出勤及び訓練・消防行事への参加につきまして何卒ご理解とご配慮をいただき、団員（従業員）が積極的に消防活動が出来るようご協力をお願いいたします。また、消防団未加入の従業員がおられましたら、入団促進について併せてご協力をお願いいたします。

法律問題のトラブルを解決します！まずはお気軽にお電話ください。離婚・相続・借金 etc...

受付時間：平日14時～17時（予約制）TEL：0967-22-5223
*土曜日のご相談をご希望の方は直接お問い合わせください。

- ・一般相談料 30分1050円
- ・『多重債務』の相談は無料

阿蘇ひまわり基金法律事務所

熊本県弁護士会所属 弁護士 木場真彦（きば まさひこ）
〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203（阿蘇市商工会一の宮支所となり）

